

議会議案第27号

鎌倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月22日提出

提出者	鎌倉市議会議員	岡	田	和	則	
同	同	上	日	向	慎	吾
同	同	上	永	田	磨梨奈	
同	同	上	小野田	康	成	
同	同	上	高	橋	浩	司

(提案理由)

今期、議員定数の件に関しては、議会運営委員会の中で多くの時間をかけて議論してきた。その議論の経過で、議員定数に関する市民アンケート及び、直接市民の皆様の御意見を伺う市民意見の聴取会を実施し、その結果、多くの市民の皆様が、議員定数を削減すべきとの意識があることがわかった。

そうした経過も踏まえ、議論を重ねたが、残念ながら議員定数を削減すべきとの合意には至らなかった。

そこで改めて、今期の議員定数に関するさまざまな取り組みや議論を総合的に判断し、現行の条例定数を2名削減することを提案するものである。

鎌倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員定数条例（平成14年10月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「26人」を「24人」に改める。

付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。